

# 令和6年第4回下呂市議会定例会

## 提出議案目録

報第 3号	令和5年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………	1
報第 4号	令和5年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書の報告について……………	4
報第 5号	令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算繰越計算書の報告について……………	6
同第 6号	下呂市公平委員会委員の選任について……………	8
同第 7号	下呂市公平委員会委員の選任について……………	9
同第 8号	下呂市公平委員会委員の選任について……………	10
同第 9号	下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について……………	11
同第10号	下呂市教育委員会委員の任命について……………	12
議第58号	益田橋長寿命化補修工事請負契約の変更契約の締結について……………	13
議第59号	令和6年度下呂市一般会計補正予算（第2号）……………	15
議第60号	財産の譲与について……………	23
議第61号	財産の譲与について……………	24
議第62号	財産の譲与について……………	25
議第63号	岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について……………	26
議第64号	下呂市防災会議条例の一部を改正する条例について……………	29
議第65号	下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について……………	32
議第66号	下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	35
議第67号	令和6年度下呂市一般会計補正予算（第3号）……………	別冊
議第68号	令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）…	別冊
議第69号	令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）……………	別冊



報第3号

令和5年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和5年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月5日提出

下呂市長 山内 登

令和5年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額 (限度額)	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定 財源	未収入特定財源			一般財源	
						国・県支出金	市債	その他		
2	総務費	1 総務管理費	給油クーポン事業	96,256,000	28,720,000		7,715,797			21,004,203
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民事務費臨時(戸籍システム改修業務)	10,582,000	10,582,000		10,582,000			0
3	民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業(こども加算)	11,617,000	10,109,000		10,109,000			0
3	民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業(均等割のみ課税世帯)	202,334,000	200,764,000		200,764,000			0
3	民生費	1 社会福祉費	市立老人ホーム維持補修費(かなやまサニーランド高压電気設備改修工事)	5,022,000	5,022,000					5,022,000
3	民生費	2 児童福祉費	保育所公設民営事業臨時(こども園通園バス購入事業)	5,973,000	5,973,000					5,973,000
3	民生費	2 児童福祉費	保育所備品整備費(給食配送車購入事業)	10,496,000	7,985,000					7,985,000
3	民生費	2 児童福祉費	地域子育て支援拠点事業臨時(新子育て支援施設整備事業)	246,368,000	246,273,000		56,494,000	176,000,000		13,779,000
4	衛生費	1 保健衛生費	感染症緊急対策事業	5,063,000	5,063,000		5,062,413			587
6	農林水産業費	1 農業費	市単土地改良事業	1,304,000	1,304,000	1,289,128				14,872
6	農林水産業費	2 林業費	森林経営管理事業(間伐整備)	23,800,000	23,800,000					23,800,000
6	農林水産業費	2 林業費	県営林道開設事業	2,277,000	2,277,000					2,277,000
6	農林水産業費	2 林業費	治山・林道維持補修費	14,193,000	14,193,000	14,193,000				0
6	農林水産業費	2 林業費	公共林道改良事業	19,301,000	19,301,000		9,228,000	9,100,000		973,000
7	商工費	1 商工費	物価高騰対応重点支援事業(広告宣伝等支援補助金)	3,000,000	2,585,000		1,825,000			760,000

令和5年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額 (限度額)	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定 財源	未収入特定財源			一般財源	
						国・県支出金	市債	その他		
8	土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス事業	247,162,000	247,162,000		88,784,000	155,300,000		3,078,000
8	土木費	2 道路橋梁費	踏切道改良計画事業	12,501,000	12,501,000		2,398,000	9,900,000		203,000
8	土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業(和川12号線道路改良事業)	47,906,000	29,940,000		9,156,000	20,400,000		384,000
8	土木費	2 道路橋梁費	防災・安全交付金道路事業	99,631,000	99,631,000		41,855,000	57,300,000		476,000
8	土木費	3 河川費	自然災害防止対策事業(河川)	19,484,000	19,484,000			19,300,000		184,000
8	土木費	4 都市計画費	社会資本整備総合交付金事業(地域再生計画事業)	128,160,000	104,580,000		36,645,000			67,935,000
10	教育費	2 小学校費	小学校屋内運動場改修事業(LED化改修工事実施設計業務・馬瀬小学校体育館改修工事)	12,877,000	12,877,000					12,877,000
10	教育費	3 中学校費	中学校屋内運動場改修事業(LED化改修工事実施設計業務)	3,177,000	3,177,000					3,177,000
10	教育費	5 保健対策費	元気ではつつ増進施設管理運営費(上ヶ平サンビレッジ加圧給水装置補修工事)	2,332,000	2,332,000					2,332,000
11	災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	現年補助災害復旧事業	16,620,000	15,623,000	1,279,166	7,606,334	3,700,000		3,037,500
合 計				1,247,436,000	1,131,258,000	16,761,294	488,224,544	451,000,000	0	175,272,162



報第4号

令和5年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和5年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和6年6月5日提出

下呂市長 山内 登

令和5年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金等	負担金	分担金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	森中区送水ポンプ場送水ポンプ更新工事	16,335,000	0	16,335,000	0	0	0	0	16,335,000	0	0	資材調達が経済情勢により遅延したため
1 資本的支出	1 建設改良費	下呂浄水場NO.1膜供給ポンプインバータ更新工事	4,400,000	0	4,400,000	0	0	0	0	4,400,000	0	0	資材調達が経済情勢により遅延したため
1 資本的支出	1 建設改良費	小坂簡水大垣内ポンプ・湯屋ポンプ更新工事	36,828,000	0	36,828,000	0	0	0	36,800,000	28,000	0	0	資材調達が経済情勢により遅延したため
1 資本的支出	1 建設改良費	門坂簡水松尾浄水場機器更新工事	9,496,000	0	9,496,000	0	0	0	9,400,000	96,000	0	0	資材調達が経済情勢により遅延したため
1 資本的支出	1 建設改良費	大林浄水場計装機器更新工事	5,060,000	0	5,060,000	0	0	0	5,000,000	60,000	0	0	資材調達が経済情勢により遅延したため
計			72,119,000	0	72,119,000	0	0	0	51,200,000	20,919,000	0	0	



報第 5 号

令和 5 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算繰越計算書の  
報告について

令和 5 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						国 庫補助金等	負 担 金	分 担 金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	しらさぎ座舞台改修	円 8,800,000	円 0	円 8,800,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 8,800,000	円 0	円 0	大学との連携協議により改修内容に見直しが必要となり、遅延したため。
計			8,800,000	0	8,800,000	0	0	0	0	8,800,000	0	0	























議第 58 号

## 益田橋長寿命化補修工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 益田橋長寿命化補修工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 変更前 264,000,000 円  
変更後 284,108,000 円
- 4 契約の相手方 岐阜県下呂市萩原町跡津 439 番地 1  
日産工業株式会社  
代表取締役社長 島 秀太郎

令和 6 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

益田橋長寿命化補修工事の請負契約の変更契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に規定する「議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負」に該当するため。

## 変更内容説明資料

1. 仕様書番号 建工第6号
2. 工事名 益田橋長寿命化補修工事
3. 契約金額 変更前 264,000,000 円  
変更後 284,108,000 円  
増額 20,108,000 円

#### 4. 変更理由・内容

近接目視での詳細調査により補修箇所が増加したこと、当初から計上することが困難である塗膜くず、研削材などの発生材処分量の数量が確定したことにより、契約金額を増額して変更契約を締結する必要が生じた。

議第59号

## 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度下呂市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,818千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,467,807千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月5日提出

下呂市長 山内 登

## 【第1表】

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		2,152,889	12,818	2,165,707
	02. 国庫補助金	1,314,067	12,818	1,326,885
19. 繰入金		1,464,256	3,000	1,467,256
	01. 基金繰入金	1,462,406	3,000	1,465,406
歳入合計		23,451,989	15,818	23,467,807

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
02. 総務費		3,840,930	13,092	3,854,022
	01. 総務管理費	3,371,782	13,092	3,384,874
03. 民生費		5,419,010	282	5,419,292
	01. 社会福祉費	3,223,810	282	3,224,092
04. 衛生費		3,347,910	1,930	3,349,840
	01. 保健衛生費	1,177,441	1,930	1,179,371
14. 予備費		30,000	514	30,514
	01. 予備費	30,000	514	30,514
歳出合計		23,451,989	15,818	23,467,807



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	2,152,889	12,818	2,165,707
19. 繰入金	1,464,256	3,000	1,467,256
歳入合計	23,451,989	15,818	23,467,807

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
02. 総務費	3,840,930	13,092	3,854,022	12,536			556
03. 民生費	5,419,010	282	5,419,292	282			
04. 衛生費	3,347,910	1,930	3,349,840				1,930
14. 予備費	30,000	514	30,514				514
歳出合計	23,451,989	15,818	23,467,807	12,818			3,000

歳入・歳出【総括】

歳入【国庫支出金】【繰入金】

2 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 02. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
05. 総務費国庫補助金	320,786	12,818	333,604	02. 企画費補助金	12,818	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	1,314,067	12,818	1,326,885			

(款) 19. 繰入金

(項) 01. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 基金繰入金	1,462,406	3,000	1,465,406	01. 基金繰入金	3,000	財政調整基金繰入金
計	1,462,406	3,000	1,465,406			

### 3 歳出

(款) 02. 総務費

(項) 01. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
01. 一般管理費	1,002,757	556	1,003,313				556	08. 旅費	135	
							556	特別旅費	135	特別職活動費 556
								12. 委託料	421	旅費 135
								諸委託料	421	特別旅費 421
										委託料 421
										諸委託料
06. 企画費	781,954	12,536	794,490	12,536				01. 報酬	△890	
				12,536				会計年度任用職員報酬	△890	定額減税補足給付金事業 12,536
				<国庫支出金 12,536>				10. 需用費	△188	報酬 △890
								印刷製本費	△188	会計年度任用職員報酬 給付事務補助員
								11. 役務費	△485	需用費 △188
								郵便料	△1,456	印刷製本費
								電話料	971	役務費 △485
								12. 委託料	14,099	郵便料 △1,456
								諸委託料	14,099	電話料 971
										委託料 14,099
										諸委託料
計	3,371,782	13,092	3,384,874	12,536			556			

(款) 03. 民生費

(項) 01. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
01. 社会福祉総務費	475,557	282	475,839	282				12. 委託料	282	
				282				諸委託料	282	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 (新たに住民税非課税世帯等) 282
										委託料 282

歳出【総務費】【民生費】

歳出【民生費】 【衛生費】 【予備費】

(款) 03. 民生費

(項) 01. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
				<国庫支出金 282>					諸委託料	
計	3,223,810	282	3,224,092	282						

(款) 04. 衛生費

(項) 01. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
03. 保健事業費	56,731	1,930	58,661			1,930	08. 旅費	264		
						1,930	特別旅費	264	クアオルト健康ウォーキング事業	
							10. 需用費	165	旅費	
							消耗品費	165	特別旅費	
							12. 委託料	1,501	需用費	
							諸委託料	1,501	消耗品費	
									委託料	
									諸委託料	
計	1,177,441	1,930	1,179,371			1,930				

(款) 14. 予備費

(項) 01. 予備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
01. 予備費	30,000	514	30,514			514				
						514			予備費	
計	30,000	514	30,514			514				

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職

### ア 会計年度任用職員

#### (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				社会保険料 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	(232) 43	336,236	97,301	76,124	509,661	33,116	39,611	582,388	
補 正 前	(234) 43	337,126	97,301	76,124	510,551	33,116	39,611	583,278	
比 較	(-2) 0	-890	0	0	-890	0	0	-890	

職 員 手 当  の 内 訳	区 分	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	3,630	0	968	0	0	41,958	29,568
	補 正 前	3,630	0	968	0	0	41,958	29,568
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

備考 ( ) 内はパートタイムの会計年度任用職員について外書き。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
報酬	-890	その他の増減分	-890	その他による減 -890 千円	職員の任用状況 -2人 パートタイム任用者数 -2

## 財産の譲与について

次のとおり財産を譲与する。

### 1 譲与する財産

所在地	財産の名称	製造元・型式	個数	取得価格
下呂市森 960 番地 下呂市役所内	超低温冷凍庫	日本フリーザ CVF-78HC	1 台	国から寄附
		カノウ電機 LAB8s	1 台	

### 2 譲与する相手

下呂市萩原町羽根 2700 番地 25

益田川漁業協同組合 組合長 島 博文

### 3 譲与する理由

新型コロナワクチン接種のため国から寄附された超低温冷凍庫について、内水面漁業の振興のため益田川漁業協同組合に譲与する。

### 4 譲与日

令和 6 年 7 月 1 日

令和 6 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。





議第 61 号

## 財産の譲与について

次のとおり財産を譲与する。

### 1 譲与する財産

所在地	財産の名称	製造元・型式	個数	取得価格
下呂市森 960 番地 下呂市役所内	超低温冷凍庫	PHC MDF-C 8 V 1	1 台	国から寄附

### 2 譲与する相手

下呂市馬瀬名丸 5 番地 8

馬瀬川上流漁業協同組合 組合長 石神 伝

### 3 譲与する理由

新型コロナワクチン接種のため国から寄附された超低温冷凍庫について、内水面漁業の振興のため馬瀬川上流漁業協同組合に譲与する。

### 4 譲与日

令和 6 年 7 月 1 日

令和 6 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。



議第 62 号

## 財産の譲与について

次のとおり財産を譲与する。

### 1 譲与する財産

所在地	財産の名称	製造元・型式	個数	取得価格
下呂市森 960 番地 下呂市役所内	超低温冷凍庫	日本フリーザ CVF-78HC	1 台	国から寄附

### 2 譲与する相手

下呂市金山町祖師野 399 番地 2

馬瀬川下流漁業協同組合 組合長 河尻 光太郎

### 3 譲与する理由

新型コロナワクチン接種のため国から寄附された超低温冷凍庫について、内水面漁業の振興のため馬瀬川下流漁業協同組合に譲与する。

### 4 譲与日

令和 6 年 7 月 1 日

令和 6 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。



議第 63 号

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 23 日岐阜県指令市町村第 1263 号）の一部を改正する規約を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、当該規約の一部を改正するもの。

## 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 23 日岐阜県指令市町村第 1263 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第 1（第 4 条関係） 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>資格確認書等</u> の引渡し 3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 前各項に掲げる事務に付随する事務	別表第 1（第 4 条関係） 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し 3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 前各項に掲げる事務に付随する事務

### 附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

## 【参考資料】

### 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約要綱

#### 1. 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、当該規約の一部を改正するものです。なお本件議決は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 291 条の 3 第 1 項で「広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める」並びに法第 291 条の 11 において「第 291 条の 3 第 1 項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない」とされていることによるものです。

#### 2. 概要

(1) マイナンバーカードと被保険者証が一体化され、被保険者証が廃止されることに伴い、別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めます。

(別表関係)

(2) この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行します。

(附則関係)

#### 【地方自治法 抜粋】

(組織、事務及び規約の変更)

第 291 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。(以下、略)

(議会の議決を要する協議)

第 291 条の 11 第 284 条第 3 項、第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 291 条の 13 において準用する第 289 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。





議第 64 号

## 下呂市防災会議条例の一部を改正する条例について

下呂市防災会議条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

下呂市防災会議の委員の定数を増やすため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市防災会議条例の一部を改正する条例

下呂市防災会議条例（平成16年下呂市条例第144号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(会長、副会長及び委員)	(会長、副会長及び委員)
第3条 (略)	第3条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 前項の委員の定数は、 <u>35人</u> 以内とする。	7 前項の委員の定数は、 <u>25人</u> 以内とする。
8・9 (略)	8・9 (略)

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市防災会議条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市防災会議の委員の定数を増やすため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 上下水道関係者を委員に加えるため、定数を「25人」から「35人」に改めます。

(第3条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)



議第 65 号

## 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

イベント開催時等における駐車場の入出庫時の渋滞緩和を目的に特別な料金を定めるため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例

下呂市市営駐車場条例（平成16年下呂市条例第137号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第4条関係） 表（略） <u>備考：市長が必要と認めるときは、20分ごとの料金及び限度額にかかわらず、1台につき500円とする。</u>	別表（第4条関係） 表（略）

### 附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

イベント開催時等における駐車場の入出庫時の渋滞緩和を目的に特別な料金を定めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 使用時間にかかわらず駐車料金 500 円を徴収できる規定を追加します。

(別表第 4 条関係)

(2) この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行します。

(附則関係)





議第 66 号

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）の公布に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>（4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>（4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 （略）</p>
<p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第31条 （略）</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>（4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につ</p>	<p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第31条 （略）</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>（4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につ</p>

改正後	改正前
<p>き1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p>	<p>き1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p>

改 正 後	改 正 前
3 (略)	3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

## 【参考資料】

# 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）に準じて、当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

- (1) 小規模保育事業及び事業所内保育事業等を行う事業所の職員配置基準について、満3歳以上満4歳未満の児童おおむね20人に対し1人以上の職員を置くこととされているところを、児童おおむね15人に対し1人以上とするよう改め、満4歳以上の児童おおむね30人に対し1人以上の職員を置くこととされているところを、児童おおむね25人に対し1人以上とするよう改めます。

（第29条、第31条、第44条、第47条関係）

- (2) この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

（附則第1項関係）

- (3) 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼす影響があるときは、当分の間、改正前の条例が効力を有することとする経過措置を設定します。

（附則第2項関係）

